

人事院は、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に基づき、令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月二十四日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―八一

令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（定義）

第一条 この規則において、「次の表により改正する」とは、次条から第二十七条までの表の各欄に掲げる規定を、当該規定に付した傍線又は当該規定を囲んだ破線により改正することをいう。

2 次条から第二十七条までの表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。
- 二 改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。
- 三 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

（人事院規則一—〇の一部改正）

第二条 人事院規則一—〇（規則の法的根拠）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。</p> <p>一（二十四）（略）</p>	<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。</p> <p>一（二十四）（略）</p>

二十五 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）

（新設）

（人事院規則一―二の一部改正）

第三条 人事院規則一―二（用語の定義）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇二十 （略）</p> <p>二〇の二 「令和九年国際園芸博覧会特措法」</p> <p>とは、「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）」をい</p>	<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇二十 （略）</p> <p>（新設）</p>

う。

二十一～三十二 (略)

二十一～三十二 (略)

(人事院規則一―三四の一部改正)

第四条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書(行政執行法人に係るものに限る。)のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書(行政執行法人に係るものに限る。)のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官</p>

民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十九 （略）

二十 その他

民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは令和七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一〇十九 （略）

二十 その他

人事管理文書の区分	(略)	令和七年	第二十四	文書等	第二十五	条第一	項、第四	項又は第	五項の同	意の文書
		国際博覧	条第一項							
基準日	(略)									
保存期間	(略)		三年							

人事管理文書の区分	(略)	令和七年	第二十四	文書等	第二十五	条第一	項、第四	項又は第	五項の同	意の文書
		国際博覧	条第一項							
基準日	(略)									
保存期間	(略)		三年							

措 法	博 覧 会 特	国 際 園 芸	令 和 九 年					
				第 二 十 五 条 第 一 項	の 取 決 め	の 文 書 等	第 二 十 五 条 第 五 項	の 申 出 の
書 等	要 請 の 文	第 一 項 の	第 十 四 条	派 遣 の 終 了 日				等
			三 年					

			第 二 十 五 条 第 一 項	の 取 決 め	の 文 書 等	第 二 十 五 条 第 五 項	の 申 出 の	文 書 等	等
--	--	--	--------------------------------------	------------------	------------------	--------------------------------------	------------------	-------------	---

申出の文	第五項の	第十五条	文書等	取決めの	第一項の	第十五条	文書等	の同意の	は第五項	第四項又	第一項、	第十五条
------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	------	------

推進機構	スト構想	ン・コー	ベーション	福島イノ	財団法人	員の公益	七四(職	規則一	(略)	
等	告の文書	各項の報	第十三条	等	する文書	協議に関	第二項の	第十二条	(略)	書等
			取得の日					取得の日	(略)	
			三年					五年	(略)	

推進機構	スト構想	ン・コー	ベーション	福島イノ	財団法人	員の公益	七四(職	規則一	(略)	
等	告の文書	各項の報	第十三条	等	する文書	協議に関	第二項の	第十二条	(略)	
			取得の日					取得の日	(略)	
			三年					五年	(略)	

備考 一〇三 (略)	芸博覧会 協会への 派遣)
備考 一〇三 (略)	

(人事院規則一―三八の一部改正)

第五条 人事院規則一―三八(人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用)の一部を

次の表により改正する。

改正後	(趣旨) 第一条 法、給与法、補償法、派遣法、法人格 法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員
改正前	(趣旨) 第一条 法、給与法、補償法、派遣法、法人格 法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員

法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、情報通信技術

法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは令和七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合には、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2
（略）

法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合には、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2
（略）

（人事院規則一―四五の一部改正）

第六条 人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次の表により改正する。

改正後

改正前

(趣旨)

第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法、令和七年国際博覧会特措法又は令和九年国際園芸博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的

(趣旨)

第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は令和七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとしてデ

に行うことができるものとしてデジタル庁が整備及び管理を行う総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

デジタル庁が整備及び管理を行う総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

（人事院規則一―六四の一部改正）

第七条 人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

<p>一〇九 (略)</p> <p>十 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十一・十二 (略)</p>	<p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一・十一 (略)</p>
---	---

(人事院規則一―六九の一部改正)

第八条 人事院規則一―六九(職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣)の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p> <p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>
---	---

<p>一〇十 (略)</p> <p>十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条 第一項の規定により派遣されている職員 十二・十三 (略)</p>	<p>一〇十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一・十二 (略)</p>
--	---

(人事院規則一―七二の一部改正)

第九条 人事院規則一―七二(職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣)の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p> <p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p>
--	--

<p>十 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第 一項の規定により派遣されている職員</p> <p>十一・十二 (略)</p>

<p>(新設)</p> <p>十一・十一 (略)</p>

(人事院規則一―七四の一部改正)

第十条 人事院規則一―七四(職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十 (略)</p>	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第 四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員 は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十 (略)</p>

十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条

(新設)

第一項の規定により派遣されている職員

十二・十三 (略)

十一・十二 (略)

(人事院規則二―三の一部改正)

第十一条 人事院規則二―三(人事院事務総局等の組織)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(人材局の所掌事務)</p> <p>第十四条 人材局は、次に掲げる事務(第三号及び第十二号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p>	<p>(人材局の所掌事務)</p> <p>第十四条 人材局は、次に掲げる事務(第三号及び第十一号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p>

一〇九 (略)

十 令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一

項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣制度に関すること。

十一〇十七 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十七号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十六号まで及び第十八号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十四 (略)

一〇九 (略)

(新設)

十一〇十六 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十四 (略)

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p style="text-align: center;">(併任の解除及び終了)</p>	<p style="text-align: center;">(併任の解除及び終了)</p>

十五 令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

十六 十九 (略)

2・3 (略)

4 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十九号に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

十五 十九 (略)

2・3 (略)

4 人材確保対策室は、第一項第一号に掲げる事務のうち人材確保に関する事務及び同項第十八号に掲げる事務をつかさどる。

(人事院規則八―一二の一部改正)

第十二条 人事院規則八―一二(職員の任免)の一部を次の表により改正する。

<p>第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合において は、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 職員が令和九年国際園芸博覧会特措法第 十五条第一項の規定により派遣された場合</p> <p>十五 (略)</p>	<p>第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する場合において は、併任は、当然終了するものとする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 (略)</p>
<p>(俸給の支給)</p> <p>第一条の四〇第四条 (略)</p>	<p>(俸給の支給)</p> <p>第一条の四〇第四条 (略)</p>

(人事院規則九一七の一部改正)

第十三条 人事院規則九一七(俸給等の支給)の一部を次の表により改正する。

改正後

改正前

第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。

一〇十一 (略)

十二 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条

第一項の規定により派遣され、又は当該派遣

後職務に復帰した場合

十三 (略)

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により派遣され、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自

第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。

一〇十一 (略)

(新設)

十二 (略)

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により派遣され、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自

己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

(俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当の支給)

己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

(俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当の支給)

第六条 (略)

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年

第六条 (略)

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年

オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、令和七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第二十一条の規定（以下この条において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができない。

オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条若しくは令和七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（以下この条において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給することができない。

(人事院規則九一八の一部改正)

第十四条 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>別表第八 休職期間等換算表(第四十四条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 <u>令和九年国際園芸博覧会特措法第15条第1項の規定により派遣された職員</u> <u>令和九年国際園芸博覧会特措法第</u></p>	<p>別表第八 休職期間等換算表(第四十四条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p>

21条に規定する博覧会協会における

特定業務

(人事院規則九―一三の一部改正)

第十五条 人事院規則九―一三(休職者の給与)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合(規則一一―四(職員の身分保障)第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。)の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合(規則一一―四(職員の身分保障)第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。)の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>

二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・

二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・

パラリンピック特措法第二十三条、令和七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第二十一条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

パラリンピック特措法第二十三条若しくは令和七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 百分の百以内

（人事院規則九―二四の一部改正）

第十六条 人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（権衡職員等の範囲）	（権衡職員等の範囲）

第十五条 (略)

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与

法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でそ

第十五条 (略)

第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与

法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事院がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でそ

の利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又

の利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又

は交通事情等に照らして通勤が困難であると
人事院が認めるものに限る。)

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、
官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣（以下「交流派遣」という。）、法
科大学院派遣法第十一条第一項の規定によ
る派遣、福島復興再生特別措置法（平成二
十四年法律第二十五号）第四十八条の三第
一項若しくは第八十九条の三第一項の規定
による派遣、令和三年オリンピック・パラ
リンピック特措法第十七条第一項の規定に
よる派遣、平成三十一年ラグビーワールド

は交通事情等に照らして通勤が困難であると
人事院が認めるものに限る。)

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、
官民人事交流法第二条第三項に規定する交
流派遣（以下「交流派遣」という。）、法
科大学院派遣法第十一条第一項の規定によ
る派遣、福島復興再生特別措置法（平成二
十四年法律第二十五号）第四十八条の三第
一項若しくは第八十九条の三第一項の規定
による派遣、令和三年オリンピック・パラ
リンピック特措法第十七条第一項の規定に
よる派遣、平成三十一年ラグビーワールド

カップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣又は令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

カップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリン

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリン

ピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等」となった場合」という。）

四（略）

25（略）

（支給単位期間）

ピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等」となった場合」という。）

四（略）

25（略）

（支給単位期間）

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線
鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれか
に掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に
該当する事由に限る。）が前項第一号に定める
期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが
当該期間に係る最初の月の初日において明らか
である場合には、当該事由が生ずることとなる
日の属する月（その日が月の初日である場合に
あつては、その日の属する月の前月）までの期
間について、同項の規定にかかわらず、同項の
規定に準じて支給単位期間を定めることができ
る。

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線
鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれか
に掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に
該当する事由に限る。）が前項第一号に定める
期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが
当該期間に係る最初の月の初日において明らか
である場合には、当該事由が生ずることとなる
日の属する月（その日が月の初日である場合に
あつては、その日の属する月の前月）までの期
間について、同項の規定にかかわらず、同項の
規定に準じて支給単位期間を定めることができ
る。

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により

<p>派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十条第一項の規定により派遣され、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>三〇五（略）</p>
--	--

（人事院規則九―三四の一部改正）

第十七条 人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p> <p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第六条（略）</p>	<p>改正前</p> <p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第六条（略）</p>
---	---

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣された場合 <u>その派遣の期間</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(人事院規則九―四〇の一部改正)</p> <p>第十八条 人事院規則九―四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次の表により改正する。</p>	<p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p>

(期末手当の支給を受ける職員)

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇十四 (略)

十五 無給令和九年国際園芸博覧会特措法派遣

職員(令和九年国際園芸博覧会特措法第十

五条第一項の規定により派遣されている職

員(以下「令和九年国際園芸博覧会特措法

派遣職員」という。)のうち、給与の支給

(期末手当の支給を受ける職員)

第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇十四 (略)

(新設)

を受けていない職員をいう。)

(特定管理職員としない職員)

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、令和三年オリンピック・パラリンピックス特措法派遣職員、令和七年国際博覧会特措法派遣職員及び令和九年国際園芸博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員とする。

一〇三 (略)

(特定管理職員としない職員)

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、令和三年オリンピック・パラリンピックス特措法派遣職員及び令和七年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員とする。

一〇三 (略)

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一～八 (略)

九 令和九年国際園芸博覧会特措法派遣職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一～八 (略)

(新設)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期

間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十

間を除算する。

一〇八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十

一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、令和七年国際博覧会特措法第三十一条、令和九年国際園芸博覧会特措法第二十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の

一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、令和七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を

<p>全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。</p> <p>十〇十三（略）</p>	<p>指定された日並びに給与法第十五条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定める期間を除く。</p> <p>十〇十三（略）</p>
--	--

（人事院規則九一五四の一部改正）

第十九条 人事院規則九一五四（住居手当）の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事</p>

院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交

院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつた者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交

流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の

流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から

身分保障) 第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職)の直前の住居であつた住宅(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職)の直前の住居であつた住宅(国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第百十七号)第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

(人事院規則九―八九の一部改正)

第二十条 人事院規則九―八九(単身赴任手当)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
(権衡職員の範囲等)	(権衡職員の範囲等)

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを

常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣、令和七年国際博覧会特措

常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は令和七年国際博覧会特

<p>法第二十五条第一項の規定による派遣又は 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第 一項の規定による派遣から職務に復帰した こと。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二〇八 (略)</p>	<p>措法第二十五条第一項の規定による派遣か ら職務に復帰したこと。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>二〇八 (略)</p>
--	--

(人事院規則九―一二一の一部改正)

第二十一条 人事院規則九―一二一 (広域異動手当) の一部を次の表により改正する。

<p>改正後</p> <p>(給与法第十一条の八第三項の規定による広域 異動手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずる</p>	<p>改正前</p> <p>(給与法第十一条の八第三項の規定による広域 異動手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずる</p>
--	--

ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第

一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

十一・十二 (略)

3 (略)

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

ものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

(新設)

十一・十一 (略)

3 (略)

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一 (略)

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第十二号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の人の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第十一号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるもの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるもの直前の住居と当該異動等に準ずるもの直

一 (略)

二 次に掲げる場合 第二項第二号から第十一号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の人の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるもの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるもの直前の住居と当該異動等に準ずるもの直後

<p>間)</p> <p>(職員としての在職期間に含まれる休職の期</p>	<p>改正後</p>	<p>間)</p> <p>(職員としての在職期間に含まれる休職の期</p>	<p>改正前</p>				
<p>第二十二條 人事院規則一〇―一二の一部改正)</p> <p>第二十二條 人事院規則一〇―一二(職員の留学費用の償還)の一部を次の表により改正する。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="683 224 981 1120"> <p>5</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="981 224 1412 1120"> <p>後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。</p> <p>ロ 第二項第十二号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1120 981 2004"> <p>5</p> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="981 1120 1412 2004"> <p>に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。</p> <p>ロ 第二項第十一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p> </td> </tr> </table>		<p>5</p> <p>(略)</p>	<p>後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。</p> <p>ロ 第二項第十二号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p>	<p>5</p> <p>(略)</p>	<p>に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。</p> <p>ロ 第二項第十一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p>
<p>5</p> <p>(略)</p>	<p>後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。</p> <p>ロ 第二項第十二号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p>						
<p>5</p> <p>(略)</p>	<p>に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。</p> <p>ロ 第二項第十一号に掲げる異動等に準ずるものがあつた場合において、人事院が定める要件を満たすとき。</p>						

第八条 (略)

2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。

一〇七 (略)

八 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第

七項に規定する派遣職員 令和九年国際園芸

博覧会特措法第二十一条に規定する博覧会協

会における特定業務

第八条 (略)

2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。

一〇七 (略)

(新設)

(人事院規則一一―四の一部改正)

第二十三条 人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次の表により改正する。

改正後

(休職の場合)

第三条 (略)

2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は

改正前

(休職の場合)

第三条 (略)

2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は

派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員、令和七年国際博

派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは令和七年

覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

(人事院規則二一―二一の一部改正)

第二十四条 人事院規則二一―二一(管理監督職勤務上限年齢による降任等)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(管理監督職から除かれる官職)</p> <p>第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として人事院規則で定める官職は、次</p>	<p>(管理監督職から除かれる官職)</p> <p>第三条 法第八十一条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として人事院規則で定める官職は、次</p>

に掲げる官職とする。

一〇十一 (略)

十二 法第七十九条の規定により休職にされた職員若しくは法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職する日、法第八十二条の規定により停職にされた職員、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島

に掲げる官職とする。

一〇十一 (略)

十二 法第七十九条の規定により休職にされた職員若しくは法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職する日、法第八十二条の規定により停職にされた職員、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島

復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰する日又は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその

復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰する日又は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員が同条第七項に規定する弁護士職務経験（第五条第二

職務を行う職員が同条第七項に規定する弁護士職務経歴（第五条第二号において「弁護士職務経歴」という。）を終了する日までの間に占める官職

十三・十四（略）

号において「弁護士職務経歴」という。）を終了する日までの間に占める官職

十三・十四（略）

（人事院規則一八―〇の一部改正）

第二十五条 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>（新設）</p>

第七項に規定する派遣職員

十三 (略)

十二 (略)

(人事院規則二一〇の一部改正)

第二十六条 人事院規則二一〇(国と民間企業との間の人事交流)の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十二 (略)</p>	<p>(交流派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p>

(人事院規則二四〇の一部改正)

第二十七条 人事院規則二四一〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員</p> <p>十一・十二 (略)</p>	<p>(派遣除外職員)</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一・十一 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。